

第 2 編 河川編

第 1 章 河川設計

1. 河川の設計に関しては、「土木設計業務等共通仕様書（案）（建設省技調発第 9 2 号の 1 昭和 6 2 年 3 月 3 1 日）（一部改定 国官技第 8 7 3 号 令和 6 年 3 月 2 9 日）」（以下、共通仕様書（案）という）に準ずるものとするものとする。

なお、この場合、「調査職員」を「監督員」と読み替えるものとする。

2. 本編の「第 1 章 河川環境調査」「第 2 節 環境影響評価」については、下記のとおり共通仕様書（案）の条文に朱書きの条文を追加するものとする。

第 2 節 環境影響評価

本調査は、「堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」((平成 27 年 6 月 1 日国土交通省令第 4 号)、「湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」((平成 27 年 6 月 1 日国土交通省令第 43 号)及び「放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成 27 年 6 月 1 日国土交通省令第 43 号)(以下この節において「技術指針省令」という)に準拠して実施するものとする。

また、熊本県環境影響評価条例(以下、「県条例」という)に係る調査については、「県条例」、「熊本県環境影響評価条例施行規則」(以下、「県規則」という)及び「熊本県環境影響評価技術指針」(以下、「県技術指針」という)に準拠して実施するものとする。

ただし、熊本県公共事業等環境配慮システムに係る調査については、事業課と協議するものとする。